

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則	1
◎高知県会計規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○保安林の指定予定の通知（2件）（治山林道課）	1
○告示（漁業災害補償法による区域及び区分の定め及び告示の廃止）の一部改正（水産政策課）	1
◎住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律による住宅確保要配慮者居住支援法人の指定（住 宅 課）	2
公 告	
○令和7年度前期技能検定試験の実施（雇用労働政策課）	2
○令和7年度随時実施技能検定試験の実施（ " ）	5
高知県選挙管理委員会告示	
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数（2・17掲示）	7
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数（" ）	7
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（" ）	7
落札公告	
○落札者等の公告（教育委員会事務局高等学校課）	7
----- 規 則 -----	
高知県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和7年3月4日	高知県知事 濱田 省司

高知県規則第14号

高知県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

高知県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成21年高知県規則第29号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「ときは」を「ときは、同項の規定による承認を受けるため」に、「知事に提出して、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の6月30日までに同項の規定による承認を受けなければ」を「期間最後の事業年度終了後3月以内に知事に提出しなければ」に改める。

第14条中「当該期間最後の事業年度の次の事業年度の6月30日」を「知事が別に定める日」に改める。

第15条中「当該納付金が生じた期間最後の事業年度の次の事業年度の7月10日」を「知事が別に定める日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和7年3月4日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第15号

高知県会計規則の一部を改正する規則

高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）の一部を次のように改正する。

別記第11号様式裏面、別記第11号様式の2裏面及び別記第33号様式裏面中「及びりそな銀行」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の高知県会計規則別記様式は、この規則による改正後の高知県会計規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

告 示

高知県告示第112号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
令和7年3月4日

高知県知事 濱田 省司

- 保安林予定森林の所在場所
吾川郡いの町高数字土居184の1、184の2、185の1から185

の5まで

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

（1）立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第113号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
令和7年3月4日

高知県知事 濱田 省司

- 保安林予定森林の所在場所
吾川郡いの町小川新別字石ヶ谷2336

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

（1）立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第114号

平成25年6月高知県告示第430号（漁業災害補償法による区域及び区分の定め及び告示の廃止）の一部を次のように改正する。
令和7年3月4日

高知県知事 濱田 省司

- 表高知県御豊瀬・高知県高知市加入区の項中
「10 大型かつお漁業」
を

「10 中型かつお漁業
11 大型かつお漁業」

に改める。

高知県告示第115号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第40条の規定に基づき住宅確保要配慮者居住支援法人の指定をしたので、法第41条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和7年3月4日

高知県知事 濱田 省司

- 1 住宅確保要配慮者居住支援法人の名称及び住所
NPO法人ひまわりのお宿
高知市本町五丁目1-1 2F
- 2 支援業務（法第42条に規定する業務をいう。）を行う事務所の所在地
高知市本町五丁目1-1 2F
- 3 指定年月日
令和7年2月18日

公 告

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により、令和7年度前期技能検定試験の実施について次のとおり公告する。

令和7年3月4日

高知県知事 濱田 省司

- 1 実施する等級及び検定職種等
実施する等級並びに等級に応じ実施する検定職種及び作業は、次のとおりとし、実技試験及び学科試験によって行う。
 - (1) 一級及び二級職種
園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業又は高周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業又はマシニングセンタ作業）、非接触除去加工（数値制御彫り放電加工作業又はワイヤ放電加工作業）、鉄工（製缶作業又は構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業又はダクト板金作業）、工場板金（曲げ板金作業又は打出し板金作業）、めっき（電気めっき作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業又は機械組立仕上げ作業）、切削工具研削（工作機械用切削工具研削作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、産業車両整備（産業車両整備作業）、建設機械整備（建設機

械整備作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業又は木製建具機械加工作業）、石材施工（石張り作業）、酒造（清酒製造作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業又はシーリング防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業又は化粧フィルム工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業又は金属塗装作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

(2) 三級職種

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業又は高周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業又はマシニングセンタ作業）、工場板金（曲げ板金作業又は打出し板金作業）、めっき（電気めっき作業）、仕上げ（機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、シーケンス制御（シーケンス制御作業）、建築大工（大工工事作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）、化学分析（化学分析作業）、塗装（金属塗装作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

(3) 単一等級職

塗料調色（調色作業）及び産業洗浄（高圧洗浄作業）

2 実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

令和7年6月10日（火）から同年9月9日（火）までの間において、別途高知県職業能力開発協会が指定する日。ただし、暑熱対応のため実施期日を延期する場合（造園職種に限る。）は、同月10日（水）から同年11月12日（水）までの間において、別途高知県職業能力開発協会が指定する日

イ 実施場所

別途高知県職業能力開発協会が指定する場所

ウ 手数料

検定職種ごとに次のとおりとする。
(ア) 一級、二級及び単一等級職種

検定職種	実技試験の試験科目	手数料
------	-----------	-----

園芸装飾	室内園芸装飾作業	18,200円
造園	造園工事作業	
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造作業	
金属熱処理	一般熱処理作業	
	浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業	
	高周波・炎熱処理作業	
機械加工	普通旋盤作業	
	数値制御旋盤作業	
	フライス盤作業	
	数値制御フライス盤作業	
	平面研削盤作業	
	円筒研削盤作業	
非接触除去加工	数値制御彫り放電加工作業	
	ワイヤ放電加工作業	
鉄工	製缶作業	
	構造物鉄工作業	
建築板金	内外装板金作業	
	ダクト板金作業	
工場板金	曲げ板金作業	
	打出し板金作業	

めっき	電気めっき作業
仕上げ	治工具仕上げ作業
	金型仕上げ作業
	機械組立仕上げ作業
切削工具研削	工作機械用切削工具研削作業
電子機器組立て	電子機器組立て作業
電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て作業
産業車両整備	産業車両整備作業
建設機械整備	建設機械整備作業
家具製作	家具手加工作業
建具製作	木製建具手加工作業
	木製建具機械加工作業
石材施工	石張り作業
酒造	清酒製造作業
とび	とび作業
左官	左官作業
ブロック建築	コンクリートブロック工事作業
タイル張り	タイル張り作業
畳製作	畳製作作業
防水施工	ウレタンゴム系塗膜防水工事作業
	シーリング防水工事作業

内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業	
	鋼製下地工事作業	
	ボード仕上げ工事作業	
	化粧フィルム工事作業	
熱絶縁施工	保温保冷工事作業	15,100円
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業	
表装	壁装作業	
塗装	建築塗装作業	
	金属塗装作業	
塗料調色	調色作業	
産業洗浄	高圧洗浄作業	
フラワー装飾	フラワー装飾作業	
婦人子供服製造	婦人子供注文服製作作業	

(イ) 三級職種（高等学校に在学する者その他の知事が別に定める者を除く。）

検定職種	実技試験の試験科目	手数料
園芸装飾	室内園芸装飾作業	18,200円（23歳未満の在職者にあつては9,200円、23歳未満の在職者以外の者にあつては13,700円）
造園	造園工事作業	
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造作業	
金属熱処理	一般熱処理作業	
	浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業	
	高周波・炎熱処理作業	

機械加工	普通旋盤作業	15,100円（23歳未満の在職者にあつては6,100円、23歳未満の在職者以外の者にあつては10,600円）
	数値制御旋盤作業	
	フライス盤作業	
	平面研削盤作業	
	マシニングセンタ作業	
工場板金	曲げ板金作業	
	打出し板金作業	
めっき	電気めっき作業	
仕上げ	機械組立仕上げ作業	
電子機器組立て	電子機器組立て作業	
シーケンス制御	シーケンス制御作業	
建築大工	大工工事作業	
とび	とび作業	
左官	左官作業	
ブロック建築	コンクリートブロック工事作業	
化学分析	化学分析作業	
塗装	金属塗装作業	
フラワー装飾	フラワー装飾作業	
機械検査	機械検査作業	

備考 この表において、「23歳未満の在職者」とは技能検定における三級の実技試験を受検する者で、当該試験の実施日が属する年度の4月1日において23歳に達していないもの（以下この表において「23歳未満の三級受検者」という。）であって、かつ、当該試験を受検を申請する日において雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者であるもの（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の2第2項に規定する別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）をいい、「23歳未満の在職者以外の者」とは23歳未満の三級受検者のうち23歳未満の在職者以外の者をいう。

(ウ) 三級職種（高等学校に在学する者その他の知事が別に定める者に限る。）

検定職種	実技試験の試験科目	手数料
園芸装飾	室内園芸装飾作業	12,100円（23歳未満の在職者にあつては3,100円、23歳未満の在職者以外の者にあつては7,600円）
造園	造園工事作業	
鑄造	鑄鉄鑄物鑄造作業	
金属熱処理	一般熱処理作業	
	浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業	
	高周波・炎熱処理作業	
機械加工	普通旋盤作業	
	数値制御旋盤作業	
	フライス盤作業	
	平面研削盤作業	
	マシニングセンタ作業	
工場板金	曲げ板金作業	
	打出し板金作業	

めっき	電気めっき作業	備考 この表において、「23歳未満の在職者」とは技能検定における三級の実技試験を受検する者で、当該試験の実施日が属する年度の4月1日において23歳に達していないもの（以下この表において「23歳未満の三級受検者」という。）であって、かつ、当該試験を受検を申請する日において雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者であるもの（出入国管理及び難民認定法第2条の2第2項に規定する別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）をいい、「23歳未満の在職者以外の者」とは23歳未満の三級受検者のうち23歳未満の在職者以外の者をいう。
仕上げ	機械組立仕上げ作業	
電子機器組立て	電子機器組立て作業	
シーケンス制御	シーケンス制御作業	
建築大工	大工工事作業	
とび	とび作業	
左官	左官作業	
ブロック建築	コンクリートブロック工事作業	
化学分析	化学分析作業	
塗装	金属塗装作業	
フラワー装飾	フラワー装飾作業	
機械検査	機械検査作業	
エ	問題の公表	

実技試験の問題は、あらかじめ令和7年6月3日（火）に高知県職業能力開発協会に掲示して公表する。ただし、一部の職種については、問題の全部又は一部を公表しない。
 (2) 学科試験
 ア 実施期日
 検定職種ごとに次のとおりとする。
 (ア) 一級、二級及び単一等級職種

検定職種	実施期日
造園 金属熱処理 産業車両整備 とび 防水施工 サッシ施工 塗装 産業洗浄	令和7年8月24日（日）
機械加工 鉄工 めっき 電子機器組立て 建設機械整備 婦人子供服製造 家具製作 建具製作 左官 畳製作 内装仕上げ施工	令和7年8月31日（日）
園芸装飾 鑄造 非接触除去加工 建築板金 工場板金 仕上げ 切削工具研削 電気機器組立て 石材施工 酒造 ブロック建築 タイル張り 熱絶縁施工	令和7年9月7日（日）

表装 塗料調色 フラワー装飾	
----------------------	--

(イ) 三級職種

検定職種	実施期日
園芸装飾 造園 鋳造 機械加工 工場板金 めっき 仕上げ 機械検査 電子機器組立て シーケンス制御 建築大工 とび 左官 ブロック建築 化学分析 塗装 フラワー装飾	令和7年7月13日(日)
金属熱処理	令和7年8月24日

イ 実施場所

別途高知県職業能力開発協会が指定する場所

ウ 手数料

3,100円

3 受検の申請手続

(1) 提出書類

- ア 技能検定受検申請書(知事が別に定めるものとする。)
イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写し

(2) 書類の提出先

高知市布師田3992番地4(高知県立地域職業訓練センター内) 高知県職業能力開発協会

なお、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

(3) 書類の受付期間

令和7年4月7日(月)から同月18日(金)まで(郵送による場合は、令和7年4月18日付けの消印のあるものまで受

け付ける。)

(4) 技能検定受検申請書の交付

技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)の用紙及び受検案内は、高知県職業能力開発協会に交付する。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書すること。

(5) 手数料の納付方法等

手数料は、申請書に添えて納付すること。

なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。

受検の申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は、返還しない。

4 合格者の発表等

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者には、高知県職業能力開発協会が書面で通知し、技能検定に合格した者の受検番号は、令和7年10月1日(水)に高知県立高知高等技術学校のホームページ(<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150000/151304/>)に掲載する。

なお、三級職種のうち同年7月13日に学科試験を実施する職種に係る技能検定に合格した者の受検番号については同年8月29日(金)に、暑熱対応のため実技試験の実施期日を延期した場合(造園職種に限る。)における技能検定に合格した者の受検番号については同年11月27日(木)までの日で知事が指定する日に、高知県立高知高等技術学校のホームページ(<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150000/151304/>)に掲載する。

5 技能検定合格証書等の交付

一級又は単一等級の技能検定に合格した者には厚生労働大臣から、二級又は三級の技能検定に合格した者には高知県知事から、それぞれ合格証書が交付される。

また、技能検定に合格した者には、厚生労働大臣から合格した等級の技能士章が交付される。

6 その他

この技能検定について不明な点は、高知県立高知高等技術学校(電話番号088-847-6601)又は高知県職業能力開発協会(電話番号088-846-2300)に問い合わせること。

職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第66条第3項の規定により、令和7年度随時実施技能検定試験の実施について次のとおり公告する。

令和7年3月4日

高知県知事 濱田 省司

1 実施する等級及び検定職種等

実施する等級並びに等級に応じ実施する検定職種及び作業は、次のとおりとし、実技試験及び学科試験によって行う。ただし、(1)に掲げる二級職種の試験については当該職種に係る三級職種の実技試験に合格した者に限り受検することができ、(2)に掲げる三級職種の試験については当該職種に係る基礎級に合格した者に限り受検することができる。

(1) 二級職種

鋳造(鋳鉄鋳物鋳造作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業又はマシニングセンタ作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、鉄工(構造物鉄工作業)、工場板金(機械板金作業)、仕上げ(機械組立仕上げ作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服縫製作業)、紳士服製造(紳士既製服製造作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、プラスチック成形(射出成形作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、パン製造(パン製造作業)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造(ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)、水産練り製品製造(かまぼこ製品製造作業)、建築大工(大工工事業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、配管(建築配管作業)、型枠施工(型枠工事業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事業)、防水施工(シーリング防水工事業)、内装仕上げ施工(ボード仕上げ工事業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業又は噴霧塗装作業)及び工業包装(工業包装作業)

(2) 三級職種

鋳造(鋳鉄鋳物鋳造作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業又はマシニングセンタ作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、鉄工(構造物鉄工作業)、工場板金(機械板金作業)、仕上げ(機械組立仕上げ作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服縫製作業)、紳士服製造(紳士既製服製造作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、紙器・段ボール箱製造(段ボール箱製造作業)、プラスチック成形(射出成形作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、パン製造(パン製造作業)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造(ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)、水産練り製品製造(かまぼこ製品製造作業)、建築大工(大工工事業)

業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、配管(建築配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工(ボード仕上げ工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業又は噴霧塗装作業)及び工業包装(工業包装作業)

(3) 基礎級

さく井(パーカッション式さく井工事作業又はロータリー式さく井工事作業)、鋳造(鋳鉄鋳物鋳造作業又は非鉄金属鋳物鋳造作業)、鍛造(ハンマ型鍛造作業又はプレス型鍛造作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業又はマシニングセンタ作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、鉄工(構造物鉄工作業)、建築板金(内外装板金作業又はダクト板金作業)、工場板金(機械板金作業)、めっき(電気めっき作業又は溶融亜鉛めっき作業)、アルミニウム陽極酸化処理(陽極酸化処理作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業又は機械組立仕上げ作業)、機械検査(機械検査作業)、ダイカスト(ホットチャンバダイカスト作業又はコールドチャンバダイカスト作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業又は回転電機巻線製作作業)、プリント配線板製造(プリント配線板設計作業又はプリント配線板製造作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、染色(糸浸染作業又は織物・ニット浸染作業)、ニット製品製造(丸編みニット製造作業又は靴下製造作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服縫製作業)、紳士服製造(紳士既製服製造作業)、寝具製作(寝具製作作業)、帆布製品製造(帆布製品製造作業)、布はく縫製(ワイシャツ製造作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、紙器・段ボール箱製造(印刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業、貼箱製造作業又は段ボール箱製造作業)、印刷(オフセット印刷作業)、製本(製本作業)、プラスチック成形(圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業又はブロー成形作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、石材施工(石材加工作業又は石張り作業)、パン製造(パン製造作業)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造(ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)、水産練り製品製造(かまぼこ製品製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、築炉(築炉作業)、タイル張り(タイル張り作

業)、配管(建築配管作業又はプラント配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業又はカーテン工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、ウェルポイント施工(ウェルポイント工事作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業又は噴霧塗装作業)及び工業包装(工業包装作業)

2 実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

令和7年4月1日(火)から令和8年3月31日(火)までの間において、別途高知県職業能力開発協会が指定する日

イ 実施場所

別途高知県職業能力開発協会が指定する場所

ウ 手数料

検定職種ごとに次のとおりとする。

検定職種	手数料
さく井 鋳造 鍛造 機械加工 金属プレス加工 鉄工 建築板金 工場板金 めっき アルミニウム陽極酸化処理 仕上げ ダイカスト 電子機器組立て 電気機器組立て プリント配線板製造 冷凍空気調和機器施工 染色 ニット製品製造 紳士服製造 寝具製作 帆布製品製造	18,200円
機械検査 婦人子供服製造	15,100円

布はく縫製
家具製作
建具製作
紙器・段ボール箱製造
印刷
製本
プラスチック成形
強化プラスチック成形
石材施工
パン製造
ハム・ソーセージ・ベーコン製造
水産練り製品製造
建築大工
かわらぶき
とび
左官
築炉
タイル張り
配管
型枠施工
鉄筋施工
コンクリート圧送施工
防水施工
内装仕上げ施工
熱絶縁施工
サッシ施工
ウェルポイント施工
表装
塗装
工業包装

エ 問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間において、別途高知県職業能力開発協会が指定する日

イ 実施場所

別途高知県職業能力開発協会が指定する場所

ウ 手数料

3,100円

3 技能検定受検申請書の受付期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間において、随時受け付ける。

4 技能検定受検申請書の請求先及び提出先
高知市布師田3992番地4（高知県立地域職業訓練センター内）高知県職業能力開発協会
なお、技能検定受検申請書（知事が別に定めるものとする。）の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書することとし、技能検定受検申請書を郵送により提出する場合は、書留郵便によるものとし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

5 合格者の発表等
実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者には、高知県職業能力開発協会が書面で通知し、技能検定に合格した者には、高知県知事から合格証書が交付される。
また、二級又は三級のいずれかの技能検定に合格した者には、厚生労働大臣からそれぞれ二級又は三級の技能士章が交付される。

6 その他
この技能検定は、外国人の技能実習制度に係る研修成果の評価及び修得技能等の認定に活用するものである。
また、この技能検定について不明な点は、高知県立高知高等技術学校（電話番号088-847-6601）又は高知県職業能力開発協会（電話番号088-846-2300）に問い合わせること。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第6号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、11,506人である。
令和7年2月17日（掲示済）
高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

高知県選挙管理委員会告示第7号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、162,544人である。

ある。
令和7年2月17日（掲示済）
高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

高知県選挙管理委員会告示第8号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。
令和7年2月17日（掲示済）
高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

高知市選挙区	89,322人
室戸市・東洋町選挙区	4,095人
安芸市・芸西村選挙区	5,625人
南国市選挙区	12,901人
土佐市選挙区	7,276人
須崎市選挙区	5,538人
宿毛市・大月町・三原村選挙区	7,117人
土佐清水市選挙区	3,541人
四万十市選挙区	9,079人
香南市選挙区	9,157人
香美市選挙区	7,072人
奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区	2,824人
長岡郡・土佐郡選挙区	2,951人
吾川郡選挙区	7,500人
中土佐町・構原町・津野町・四万十町選挙区	8,575人
佐川町・越知町・日高村選挙区	6,261人
黒潮町選挙区	2,928人

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。
令和7年3月4日
高知県教育長 長岡 幹泰

- 落札に係る購入物品の名称及び数量
県立学校授業用パソコン一式 9組
- 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県教育委員会事務局高等学校課 高知市丸ノ内一丁目7番52号
- 落札者を決定した日
令和7年1月21日
- 落札者の氏名及び住所
四国通建株式会社高知支店 高知市比島町二丁目4番33号

- 落札金額
98,450,000円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 政令第6条の公告をした日
令和6年11月26日